

## 6 財団法人青森県建設技術センター

### 1 法人の概要

(平成21年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 千葉 要	県所管部課名	県土整備部 整備企画課	
設立年月日	昭和51年4月1日	基本財産	3,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		3,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	14名	2名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	60名	50名	県OB6名
業務内容	建設事業に関する調査、研究及び技術的支援並びに公共施設の下水道維持管理等			
経営状況 (平成20年度)	経常収益	1,524,110千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,353,064千円 (うち下水道維持管理等に係るもの 1,052,836千円)	
	経常費用	1,404,906千円		
	当期経常増減額	119,204千円		
	当期一般正味財産増減額	123,538千円		

### 2 沿革

昭和50年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図ることを目的に、昭和51年4月に、当法人は設立された。

一方、昭和62年4月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成3年4月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うとともに、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成2年4月に財団法人青森県下水道公社(以下「下水道公社」という。)が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成14年4月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

### 3 課題と点検評価

平成20年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

#### (1) 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化

当法人については、平成17年度末をもって県職員の派遣を取りやめ平成18年度からはプロパー職員のみによる運営が行われていること、また、県から補助金等の財政的な支援を受けていないことから、経営の独立民営化が図られているところであり、収支の状況も安定しているところである。しかしながら、当法人の収入は、その大半を県からの受託事業収入が占めており、公共事業が今後も減少していくであろうことを考えると、現在の県からの受託事業量を将来的に維持できる保

証はないと考えられたことから、平成20年度の報告書では、「当法人の経営基盤の安定のためには、やはり、業務の対象範囲を拡大していくことが重要であり、今後も営業活動の強化に努めていただきたい。また、現在は、当法人の技術力が高いという理由から、当法人が多くの県業務を受託しているところであるが、将来的に、民間の技術力が向上し、民間でも県の業務を受託できるようになると、民間と競合することになるので、その場合に備え、常に職員の技術力の向上に努めていくことも必要である」ことを提言していた。

この点について、当法人から、業務の対象範囲を拡大していくための取組として、理事長をトップにした営業活動チームを編成し、当法人の役割や技術力等を市町村・民間等にアピールしており、その結果、県以外からの受託事業収入の受託事業収入全体に占める割合は34.4%とほぼ前年並みを維持したこと、また、職員の技術力向上のための取組として、職員の資格取得を奨励しているほか、各種講習会等の積極的な受講を促していることが報告された。

公共事業の全体量の減少が続いているという社会情勢の中にあって、当法人は、経営の独立民営化が図られた後、毎年度1億円以上の黒字を計上している。これは、当法人が営業活動の強化による収入の確保や人件費の見直しを含む経費の削減に懸命に取り組んできた結果であり、当委員会としては、その取組を評価するものである。今後も引き続き、安定した経営を維持していくため、経営基盤の一層の強化に努めていただきたい。

## (2) 新公益法人制度改革への適切な対応

新公益法人制度改革への適切な対応の必要性について、特に、当法人に関しては、事業の大半が収益事業であり、公益性についての認定を受けることは極めて困難であると考えられたことから、平成20年度の報告書では、「今後、当法人においては、新公益法人制度の公益財団法人へ移行する場合を想定して新公益法人制度についての情報収集を行うと同時に、一般財団法人や株式会社へ移行する場合も想定して対応を十分に検討しておく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、当法人と同様の団体が全国的に存在し、大半の団体において、収益事業である積算・施工管理事業による収入が事業収入の大部分を占めていることから、新公益法人制度改革への対応は、これらの団体における共通課題となっており、現在、これらの団体で組織する全国建設技術センター等協議会において、積算・施工管理事業の公益目的事業への適合性に関して統一的な方向性を見いだすべく検討作業が進められているとの説明がなされた。また、当法人が移行する法人形態については、現時点では、公益財団法人が念頭にあるものの、他の法人形態も排除しているわけではなく、それぞれの法人形態に移行した場合のメリット・デメリット等を踏まえて、どの法人形態に移行すべきかについて検討を進めていく予定であることが報告された。

当法人においては、平成24年度からの法人形態の移行を目指しているとのことであるが、公益財団法人に移行する場合には申請から認定まで一定の期間を要することを考えれば、検討の時間はあまり残されていない。今後は、できるだけ早期に方針を決定し、そのために必要な事業内容等の見直しを図るなど、計画的に準備を進めていく必要がある。